

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部改正について

1 改正の趣旨

職員の育児休業等に関する条例及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則関係 (P. 2～P. 10)

- (1) 育児休業等の対象となる子の範囲について、実子及び養子に加え、特別養子縁組の成立前の監護対象者等の関係にある子にも拡大すること。
- (2) 介護のための所定外労働の制限制度（残業免除制度）の新設を規定すること。
- (3) 介護休暇を請求できる期間の分割を規定すること。
- (4) 介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度（介護時間）の新設を規定すること。

県立学校職員服務規程関係 (P. 11～P. 30)

- (1) 子の範囲の拡大に伴い、関係諸様式を改正すること。
- (2) 介護休暇等の様式を改正すること。

3 施行期日

平成29年1月1日から施行する。

# 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則改正案要綱

教職員課

## 一 規則改正の趣旨

職員の育児休業等に関する条例の改正に係わる関連条例の整備に伴い、学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する規則の一部を改正するものである。

## 二 規則案の内容

- 一 育児休業等の対象となる子の範囲について、実子及び養子に加え、特別養子縁組の成立前の監護対象者等の関係にある子に拡大すること。
- 二 介護のための所定外労働の制限制度（残業免除制度）の新設を規定すること。
- 三 介護休暇を請求できる期間の分割を規定すること。
- 四 介護のため一日の勤務時間の一部を勤務しないこと（介護時間）の新設を規定すること。
- 五 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第十八号

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成七年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「子」の下に「（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第五条の五及び第五条の九を除き、以下同じ。）」を加える。

第五条の四第一項に次の一号を加える。

五 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第五条の五第一項中「であつて職員と同居しているもの」を「（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）」に改め、同項第一号中「祖父母」の下に「孫」を加え、同条第三項中「同条第一項第四号」を「同条第一項第三号から第五号まで」に、「（第四号）を」（第三号から第五号まで）に改め、「及び第三号」を削る。

第五条の八第一項に次の一号を加える。

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百十七條の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第五条の九中「前条第二項各号」を「前条第一項第三号及び第四号並びに第二項各号」に、「第五条の七第一項から第三項まで」を「第五条の七第一項、第二項」に、「準用する同条第三項」を「準用する同条第二項又は第三項」に、「第五条の七第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中」を「第五条の七第二項中「、同条第二項又は第三項」とあるのは「、それぞれ同条第二項に規定する支障の有無又は同条第三項」と、同条第三項中「第七條第二項又は第三項」とあるのは「第七條第四項において準用する同条第三項」と、「に改め、「及び第三号」を削り、「前項各号」を「前項第一号及び第二号」に改める。

第十一条第一項第十一号中「配偶者」の下に「（当該子について民法第八百十七條の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六條の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七條第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加える。

第十二條の見出しを削り、同條の前に見出しとして「（介護休暇）」を付し、同條を次のように改める。

第十二條 条例第十四條第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」とい

う。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し行わなければならない。

2 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の

規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し申し出なければならぬ。

4 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。  
第十二条の次に次の二条を加える。

**第十二条の二** 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護時間）

**第十二条の三** 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

第十四条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十四条第二項に規定する介護を必要とする」の継続する状態を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の栃木県教育委員会が定める場合には、栃木県教育委員会が定める期間）」を加える。

第十七条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を、「第十四条第一項」の下に「又は第十四条の二第一項」を加える。

第十七条の二ただし書中「よる」を「より介護休暇の」に改める。

第十八条中「及び介護休暇」を、「介護休暇及び介護時間」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

（平成二十八年改正条例附則第三項の規定による指定期間の指定）

2 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第五十七号。以下「平成二十八年改正条例」という。）附則第三項に規定する職員の申出は、平成二十八年改正条例第四条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号）第十四条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し行わなければならない。

3 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十八年改正条例附則第三項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

4 平成二十八年改正条例附則第三項に規定する職員（以下「職員」という。）は、附則第二項の申出に基づき前項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第六項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指

定することを希望する期間の末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に  
対し申し出なければならぬ。

5 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、初日か  
ら当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

6 附則第三項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から附則第二項  
の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期  
間」という。）又は同項の申出に基づき附則第三項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日  
の翌日から附則第四項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの  
期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第  
十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間とし  
て指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定に  
より介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、これらの期間から当該日を除いた期間につい  
て指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

7 附則第二項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（教職員課）

改 正 案	現 行 規 則
<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第五条 条例第七条第一項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 負傷、疾病、老齢等により請求に係る子（育児休業法第二条第一項の規定により子に含まれるものとされる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第五条の五及び第五条の九を除き、以下同じ。）を養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>三 略</p> <p>第五条の四 条例第七条第一項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第二項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合</p> <p>2 4 略</p> <p>（介護を行う職員の深夜勤務の制限等）</p> <p>第五条の五 条例第七条第四項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者（第二号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）とする。</p> <p>一 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>二 略</p> <p>3 第五条、第五条の三及び前条（同条第一項第三号から第五号までを除く。）の規定は、条例第七条第四項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第五条、第五条の三及び前条第一項から第三項までの規定中「第七条第一項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第一項」と、第五条第二号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次</p>	<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第五条 条例第七条第一項に規定する教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 負傷、疾病、老齢等により請求に係る子</p> <p>三 略</p> <p>養育することが困難な状態にある者でないこと。</p> <p>三 略</p> <p>第五条の四 条例第七条第一項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>一 四 略</p> <p>（介護を行う職員の深夜勤務の制限等）</p> <p>第五条の五 条例第七条第四項の教育委員会規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。</p> <p>一 祖父母 及び兄弟姉妹</p> <p>二 略</p> <p>3 第五条、第五条の三及び前条（同条第一項第四号を除く。）の規定は、条例第七条第四項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護をする職員について準用する。この場合において、第五条、第五条の三及び前条第一項から第三項までの規定中「第七条第一項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第一項」と、第五条第二号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第一項中「次の各号」とあるのは「次</p>

の各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項各号(第三号から第五号までを除く。)」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第三号から第五号までを除く。)」と読み替えるものとする。

第五条の八 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はなされなかつたものとみなす。

一～三 略

四 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなつた場合

2～4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第五条の九 前二条(前条第一項第三号及び第四号並びに第二項各号を除く。)の規定は、要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第五条の七第一項、第二項及び第五項並びに前条第一項から第三項までの規定中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第二項又は第三項」と、第五条の七第二項中、「同条第二項又は第三項」とあるのは、「それぞれ同条第二項に規定する支障の有無又は同条第三項」と、同条第三項中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第三項」と、「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と、前条第一項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第十一条 条例第十三条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期

の各号(第四号を除く。)」と、同項第一号及び第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「前項各号」とあるのは「前項各号(第四号を除く。)」と、同条第三項中「第一項各号」とあるのは「第一項各号(第四号を除く。)」と読み替えるものとする。

第五条の八 条例第七条第二項又は第三項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、当該請求はなされなかつたものとみなす。

一～三 略

2～4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第五条の九 前二条(前条第二項各号を除く。)の規定は、要介護者の介護をする職員について準用する。この場合において、第五条の七第一項から第三項まで及び第五項並びに前条第一項から第三項までの規定中「第七条第二項又は第三項」とあるのは「第七条第四項において準用する同条第三項」と、第五条の七第一項中「ならない。この場合において、同条第二項の規定による請求に係る期間と同条第三項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第二項及び第三項中「同条第二項又は第三項」とあるのは「同項」と、前条第一項第一号及び第三号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第二項中「次の各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

(特別休暇)

第十一条 条例第十三条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期

間とする。

一〇十 略

十一 職員が生後二年に達しない子の養育をする場合（男性職員が養育をする場合にあつては、その配偶者（当該子について民法第八百七十二条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六條の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同條第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七條第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限り。）を含む。）が養育をすることができないときに限る。） 一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内の時間

十二〇十八 略

2及び3 略

（介護休暇）

第十二條 條例第十四條第一項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し行わなければならない。

2| 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3| 職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして栃木県教育委員会が別に定めるところにより、任命権者に対し申し出なければならない。

4| 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5| 第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三

間とする。

一〇十 略

十一 職員が生後二年に達しない子の養育をする場合（男性職員が養育をする場合にあつては、その配偶者

が養育をすることができないときに限る。） 一日について二回を超えず、かつ、九十分を超えない範囲内の時間

十二〇十八 略

2及び3 略

（介護休暇）

第十二條 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2| 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、正規の勤務時間の始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続した四時間の範囲内とする。



項の規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかでない場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもつて一月とする。

第十二条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2 一時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護時間）

第十二条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内とする。

（介護休暇及び介護時間の請求）

第十四条 条例第十五条の規定により介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間

について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上の期間（当該指定期間が二週間未満である場合その他の栃木県教育委員会が定める場合には、栃木県教育委員会が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第十七条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第十四条第一項又は第十四条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があ

（介護休暇）の請求）

第十四条 条例第十五条の規定により介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。

2 前項の 場合において、条

例第十四条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上の期間

について一括して請求しなければならない。

（介護休暇）の承認）

第十七条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第十四条第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があ

る日又は時間については、この限りではない。

(休暇の承認の決定)

第十七条の二 任命権者は、第十三条又は第十四条の規定による請求があった場合においては、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同条の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して一週間を経過する日（以下この項において「一週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

(証明書等の提出)

第十八条 任命権者は、傷病休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師等の証明書その他その事由を明らかにする書類の提出を求めることができる。

る日又は時間については、この限りではない。

(休暇の承認の決定)

第十七条の二 任命権者は、第十三条又は第十四条の規定による請求があった場合においては、速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同条の規定による請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して一週間を経過する日（以下この項において「一週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

(証明書等の提出)

第十八条 任命権者は、傷病休暇、特別休暇及び介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師等の証明書その他その事由を明らかにする書類の提出を求めることができる。

# 県立学校職員服務規程の一部改正案要綱

教職員課

## 一 規則改正の趣旨

職員の育児休業等に関する条例の改正に係わる関連条例の整備に伴い、県立学校職員服務規程の一部を改正するものである。

## 二 規則案の内容

- 一 子の範囲の拡大に伴い、関係諸様式の改正
- 二 介護休暇等の様式の改正
- 三 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

○県立学校職員服務規程の一部改正

栃木県教育委員会規則第十九号

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

県立学校職員服務規程(昭和三十二年栃木県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項中「同条第一項及び第三項」を「これら」に改める。

第十条中「又は様式第二の四」を「様式第二の四又は様式第二の五」に改める。

第二十三条の二第一項中「第三条第四号」を「第三条第五号」に改める。

様式第一の三中「続 函」を「続 函 等」に改め、注6を注7とし、注5を注6とし、注4を注5とし、注3を注4とし、注2を注3とし、注1を注2とし、注1として次のように加える。

1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実)を記入すること。

様式第一の四中

「 養育に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む。)」を

「 養育に係る子でなくなつた」

(離縁 養子縁組の取消し 家事審判事件の終了 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)

改める。

様式第二の四(表面)を次のように改める。

休 護 暇 暇 簿  
(介 護 休 暇 用)

所 属 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_

要介護者に関する事項	氏 名		続 柄		介護が必要となった時期	年 月 日
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同 居 <input type="checkbox"/> 別 居				
	要介護者の具 体的な介護 内容及び介 護の状況					

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定					
第 1 回		第 2 回		第 3 回	
決 裁		決 裁		決 裁	
申出の期間		期 間		申出の期間	
年 月 日から 年 月 日まで		月 日		年 月 日から 年 月 日まで	
本人印		備考		本人印	
本人印		備考		本人印	
本人印		備考		本人印	
本人印		備考		本人印	

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮					
第 1 回		第 2 回		第 3 回	
決 裁		決 裁		決 裁	
延長・短縮後の末日		延長・短縮後の期間		延長・短縮後の末日	
( 年 月 日から 年 月 日まで)		月 日		( 年 月 日から 年 月 日まで)	
本人印		備考		本人印	
決 裁		決 裁		決 裁	
延長・短縮後の末日		延長・短縮後の期間		延長・短縮後の末日	
( 年 月 日から 年 月 日まで)		月 日		( 年 月 日から 年 月 日まで)	
本人印		備考		本人印	
本人印		備考		本人印	
本人印		備考		本人印	

介 護 休 暇 の 請 求 ・ 承 認

決 裁		期 間							本 人 印	備 考	
		年 月 日			時 間						日時間数
		月	日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時	分から	時	分まで	日		
		月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分から	時	分まで	時間		
		月	日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時	分から	時	分まで	日		
		月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分から	時	分まで	時間		
		月	日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時	分から	時	分まで	日		
		月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分から	時	分まで	時間		
		月	日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時	分から	時	分まで	日		
		月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分から	時	分まで	時間		
		月	日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時	分から	時	分まで	日		
		月	日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時	分から	時	分まで	時間		

様式第二の四（裏面）中

決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間	年 月 日	変 更 ・ 取 消 の 期 間	時	日 時 間 数	本 人 印	備 考
		変 更 ・ 取 消		時			

を

決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間	年 月 日	変 更 ・ 取 消 の 期 間	時	日 時 間 数	本 人 印	備 考
		変 更 ・ 取 消		時			

を

改め、同様式の次に次の一様式を加える。

休 暇 簿  
(介 護 時 間 用)

所 属 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_

要介護者に関する事項	氏 名			続 柄			介護が必要となつた時期	年 月 日		
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同 居	<input type="checkbox"/> 別 居	連続する3年の期間		年 月 日から		年 月 日まで		
	要介護者の状態及び具体的な介護の内容									
決 裁		期 間						本 人 印	備 考	
		年 月 日			時 間					
		月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分	時 分	時 分				
		月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	時 分	時 分				
		月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分	時 分	時 分				
		月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	時 分	時 分				
		月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分	時 分	時 分				
		月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	時 分	時 分				
		月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分	時 分	時 分				
		月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	時 分	時 分				
		月 日から	<input type="checkbox"/> 毎 日	時 分	時 分	時 分				
		月 日まで	<input type="checkbox"/> その他 ( )	時 分	時 分	時 分				



決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間								本 人 印	備 考			
	年 月 日				時 間								
	月	日	から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		
	月	日	まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分	から	時	分	まで		

様式三の四中

「6 連続する6月の期間

「6 指定期間	年	月	日から	年	月	日まで	」を
第1回	年	月	日から	年	月	日まで	」
第2回	年	月	日から	年	月	日まで	」
第3回	年	月	日から	年	月	日まで	」

様式第十四の二中「続 柄」や「続 柄 等」のほか、回覧表中「続柄」や「続柄等」に於て、回覧表中注3を注4とし、回覧表中注2中「続柄」や「続柄等」のほか、回覧表中注3を注1の次に次のように記す。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

様式第十四の四中「（養子縁組の取り消しを含む。）」や並ぶ

休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

休業等に係る子との養子縁組が取り消された

休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した

休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された

様式第十四の五中「続 柄」や「続 柄 等」のほか、回覧表中「続柄」や「続柄等」に於て、回覧表中注4を注5とし、回覧表中注3中「続柄」や「続柄等」のほか、回覧表中注3を注1の次に次のように記す。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

様式第十四の六中「続 柄」や「続 柄 等」のほか、回覧表中「続柄」や「続柄等」に於て、回覧表中注2を注3とし、注1の次に次のように記す。

2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。

別 画

アの規則は、平成二十九年一月一日から施行する。

(教職員課)

改 正 案	現 行 規 則
<p>（深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第九条の四 職員は、勤務時間等条例第七条第一項から第三項まで（これら の規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、深夜及び正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限の請求をするときは、様式第一の三による深夜勤務・時間外勤務制限請求書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（休暇）</p> <p>第十条 職員は、勤務時間等条例第十条に規定する休暇（以下「休暇」という。）を取得しようとするときは、あらかじめ様式第二、様式第二の二、様式第二の三、様式第二の四又は様式第二の五による休暇簿を校長（事務職員等の二日以内の休暇に係るものにあつては、事務長）に提出しなければならない。ただし、校長の二日を超える休暇並びにその他の職員の一月以上にわたる傷病休暇及び介護休暇にあつては、様式第三、様式第三の二、様式第三の三又は様式第三の四による休暇願又は休暇届を教育長に提出しなければならない。</p> <p>（育児休業承認等）</p> <p>第二十三条の二 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第二項の規定により、育児休業の承認の請求をするときは、その休業を始めようとする日の一月前までに、様式第十四の二による育児休業承認請求書を教育長に提出しなければならない。この場合において、職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号）第三条第五号の規定により、子を養育するための計画について申し出ようとする職員は、様式第十四号の三による育児休業等計画書を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>（深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第九条の四 職員は、勤務時間等条例第七条第一項から第三項まで（同条第一項及び第三項の規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、深夜及び正規の勤務時間以外の時間における勤務の制限の請求をするときは、様式第一の三による深夜勤務・時間外勤務制限請求書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>（休暇）</p> <p>第十条 職員は、勤務時間等条例第十条に規定する休暇（以下「休暇」という。）を取得しようとするときは、あらかじめ様式第二、様式第二の二、様式第二の三又は様式第二の四 による休暇簿を校長（事務職員等の二日以内の休暇に係るものにあつては、事務長）に提出しなければならない。ただし、校長の二日を超える休暇並びにその他の職員の一月以上にわたる傷病休暇及び介護休暇にあつては、様式第三、様式第三の二、様式第三の三又は様式第三の四による休暇願又は休暇届を教育長に提出しなければならない。</p> <p>（育児休業承認等）</p> <p>第二十三条の二 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第二項の規定により、育児休業の承認の請求をするときは、その休業を始めようとする日の一月前までに、様式第十四の二による育児休業承認請求書を教育長に提出しなければならない。この場合において、職員の育児休業等に関する条例（平成四年栃木県条例第二号）第三条第四号の規定により、子を養育するための計画について申し出ようとする職員は、様式第十四号の三による育児休業等計画書を併せて提出しなければならない。</p> <p>2 及び 3 略</p>

様式第1の3（第9条の4関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書 年 月 日

栃木県教育委員会 様

次のとおり  養育  介護 のため、  
 深夜勤務  
 時間外勤務  
 （学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第7条  第2項  第3項）の制限  
 を請求します。

補職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

1 請求に係る子又は要介護者 子を養育するための請求の場合のみ記入	氏名			
	続柄等			
	生年月日	年	月	日生（口出産予定日）
	養子縁組の日	年	月	日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			
	<input type="checkbox"/> 就業している			
	<input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢等により養育が困難である			
	<input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）又は産後8週間以内である			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の状況				
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	
		年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（	
	時間外勤務の制限	年 月 日から		
		<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 1年に満たない期間（ 月）	

注 1 「続柄等」欄は、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実）を記入すること。  
 2～7 略

様式第1の3（第9条の4関係）

深夜勤務・時間外勤務制限請求書 年 月 日

栃木県教育委員会 様

次のとおり  養育  介護 のため、  
 深夜勤務  
 時間外勤務  
 （学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第7条  第2項  第3項）の制限  
 を請求します。

補職名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

1 請求に係る子又は要介護者 子を養育するための請求の場合のみ記入	氏名			
	続柄等			
	生年月日	年	月	日生（口出産予定日）
	養子縁組の日	年	月	日
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し			
	<input type="checkbox"/> 就業している			
	<input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢等により養育が困難である			
	<input type="checkbox"/> 産前8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）又は産後8週間以内である			
3 要介護者の状態及び具体的な介護の状況				
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	
		年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（	
	時間外勤務の制限	年 月 日から		
		<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 1年に満たない期間（ 月）	

注 1～6 略

様式第1の4（第9条の4関係）

育 児 又 は 介 護 の 状 況 変 更 届		年 月 日
栃木県教育委員会 様		
		補職名 _____ 氏 名 _____
次 の と お り	<input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務	の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。
1 届出の事由		
(1) 養育の状況の変更		
<input type="checkbox"/> 養育に係る子が死亡した		
<input type="checkbox"/> 養育に係る子でなくなった ( <input type="checkbox"/> 離縁 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 家事審判事件の終了 <input type="checkbox"/> 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)		
<input type="checkbox"/> 養育に係る子と同居しなくなった		
<input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった		
(2) 介護の状況の変更		
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した		
<input type="checkbox"/> 要介護者との親族関係が消滅した		
<input type="checkbox"/> 要介護者と同居しなくなった		
2 届出の事実が発生した日		
年 月 日		

注 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第1の4（第9条の4関係）

育 児 又 は 介 護 の 状 況 変 更 届		年 月 日
栃木県教育委員会 様		
		補職名 _____ 氏 名 _____
次 の と お り	<input type="checkbox"/> 深夜勤務 <input type="checkbox"/> 時間外勤務	の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況について変更が生じたので届け出ます。
1 届出の事由		
(1) 養育の状況の変更		
<input type="checkbox"/> 養育に係る子が死亡した		
<input type="checkbox"/> 養育に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）		
<input type="checkbox"/> 養育に係る子と同居しなくなった		
<input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった		
(2) 介護の状況の変更		
<input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した		
<input type="checkbox"/> 要介護者との親族関係が消滅した		
<input type="checkbox"/> 要介護者と同居しなくなった		
2 届出の事実が発生した日		
年 月 日		

注 該当する□には、レ印を記入すること。

介護休暇(表面)

要介護者に 関する事項	氏名	住所 職・氏名	
	同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	介護が必要となった時期	年 月 日

指定期間の申出・指定					
第1回		第2回		第3回	
決裁		決裁		決裁	
申出の期間	期間	申出の期間	期間	申出の期間	期間
年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日	年 月 日から 年 月 日まで	月 日
本人印	備考	本人印	備考	本人印	備考

指定期間の延長・短縮					
第1回		第2回		第3回	
決裁		決裁		決裁	
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間
(年 月 日から 年 月 日まで)	月 日	(年 月 日から 年 月 日まで)	月 日	(年 月 日から 年 月 日まで)	月 日
本人印	備考	本人印	備考	本人印	備考
決裁		決裁		決裁	
延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間	延長・短縮後の末日	延長・短縮後の期間
(年 月 日から 年 月 日まで)	月 日	(年 月 日から 年 月 日まで)	月 日	(年 月 日から 年 月 日まで)	月 日
本人印	備考	本人印	備考	本人印	備考

介護休暇の請求・承認						
決 裁	期 間					
	年 月 日	時 間	日時間数	本人印	備 考	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		

様式第2の4 (第10条関係)

介護簿(表面)

要介護者に 関する事項	氏名	住所 職・氏名	
	同居・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居	介護が必要となった時期	年 月 日

決 裁	期 間				本人印	備 考
	年 月 日	時 間	日時間数	日時間数		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他( )	時 分 時 分	日 時間		



休 護 暇 間 簿  
(介 護 時 間 簿)

所 属 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_

要介護者に関する事項	氏 名			続 柄			介護が必要となった時期	年 月 日	
	同居・別居	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	連続する3年の期間			年 月 日から	年 月 日まで	
	要介護者の状態及び具体的な介護の内容								
決 裁	期		間				本 人 印	備 考	
	年	月 日	時	分	時	分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			
	月 日	月 日	時 分	時 分	時 分	時 分			



決 裁	休 暇 の 変 更 ・ 取 消 の 期 間								本 人 印	備 考
	年 月 日		時 間							
	月	日から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日から	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		
	月	日まで	<input type="checkbox"/> 変 更	<input type="checkbox"/> 取 消	時	分から	時	分まで		

様式第3の4（第10条関係）

介 護 休 暇 願		年 月 日
栃木県教育委員会 様	補職名 氏	名 <sup>㊤</sup>
私は、次のとおり介護休暇を取得したいので、承認されるようお願いします。		
1 要介護者氏名		
2 職員との続柄		
3 同居・別居の別		
4 介護が必要となった時期	年 月 日	
5 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
6 指定期間		
第1回	年 月 日から 年 月 日まで	
第2回	年 月 日から 年 月 日まで	
第3回	年 月 日から 年 月 日まで	
7 休暇期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
8 連絡先		

様式第3の4（第10条関係）

介 護 休 暇 願		年 月 日
栃木県教育委員会 様	補職名 氏	名 <sup>㊤</sup>
私は、次のとおり介護休暇を取得したいので、承認されるようお願いします。		
1 要介護者氏名		
2 職員との続柄		
3 同居・別居の別		
4 介護が必要となった時期	年 月 日	
5 要介護者の状態及び具体的な介護の内容		
6 連続する6月の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
7 休暇期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
8 連絡先		

様式第14の2（第23条の2関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書		年 月 日
栃木県教育委員会 様		補職名 氏 名 ㊟
私は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項 第3条第1項の規定に基づき、育児休業の承認を受けたい ので、次のとおり請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業を請求した期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。(写しでも可)
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。
- 3 「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、職員が当該請求に係る子の最初の育児休業をする場合を除く。）においてはその氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子である場合においてはその旨及び養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 略

様式第14の2（第23条の2関係）

育 児 休 業 承 認 請 求 書		年 月 日
栃木県教育委員会 様		補職名 氏 名 ㊟
私は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第2項 第3条第1項の規定に基づき、育児休業の承認を受けたい ので、次のとおり請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長	
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長 (再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入)	
3 請求期間	年 月 日から	年 月 日まで
4 既に育児休業を請求した期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
5 備考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄\_及び生年月日を証明する書類を添付すること。(写しでも可)
- 2 「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間に、職員が当該請求に係る子の最初の育児休業をする場合を除く。）においてはその氏名、請求者との続柄\_及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子である場合においてはその旨及び養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合においてはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 3 略

様式第14の4（第23条の2、第23条の3、第23条の4関係）

養育状況変更届		年 月 日
栃木県教育委員会 様	補職名 氏 名	㊟
育 児 休 業 次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。 部 分 休 業		
1 届出の事由		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子が死亡した		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子と離縁した _____		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子との養子縁組が取り消された		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子を養育しなくなった <input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・病気 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> その他 ( )		
2 届出の事実が発生した日		
年 月 日		

注 該当する口には、レ印を記入すること。

様式第14の4（第23条の2、第23条の3、第23条の4関係）

養育状況変更届		年 月 日
栃木県教育委員会 様	補職名 氏 名	㊟
育 児 休 業 次のとおり 育児短時間勤務 に係る子の養育状況について変更が生じたので届け出ます。 部 分 休 業		
1 届出の事由		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子が死亡した		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子と離縁した (養子縁組の取り消しを含む。)		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した		
<input type="checkbox"/> 休業等に係る子を養育しなくなった <input type="checkbox"/> 同居しなくなった <input type="checkbox"/> 負傷・病気 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
<input type="checkbox"/> その他 ( )		
2 届出の事実が発生した日		
年 月 日		

注 該当する口には、レ印を記入すること。

様式第14の5（第23条の3関係）

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書		年 月 日
栃木県教育委員会 様		補職名 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態)	
	勤務の日及び時間帯	月 ( : ~ : )    火 ( : ~ : ) 水 ( : ~ : )    木 ( : ~ : ) 金 ( : ~ : )
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。(写しでも可)
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。
- 3 略
- 4 「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合には、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 5 略

別記様式第14の5（第23条の3関係）

育 児 短 時 間 勤 務 承 認 請 求 書		年 月 日
栃木県教育委員会 様		補職名 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
次のとおり 育児短時間勤務の承認 育児短時間勤務の期間の延長 を請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認（再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入）	
3 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	
4 勤務の形態	週 時間 分勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 の勤務の形態)	
	勤務の日及び時間帯	月 ( : ~ : )    火 ( : ~ : ) 水 ( : ~ : )    木 ( : ~ : ) 金 ( : ~ : )
5 既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備 考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。(写しでも可)
- 2 略
- 3 「備考」欄には、(ア)請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合には、その氏名、請求者との続柄等及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児短時間勤務の承認を受けている場合には、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入する。
- 4 略

様式第14の6（第23条の4関係）

部分休業承認請求書		年 月 日
栃木県教育委員会 様		補職名 氏名 ㊟
私は、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、部分休業の承認を受けたいので、次のとおり請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄 等	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他( )	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他( )	午前 時 分～ 時 分
3 備 考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類を添付すること。(写しでも可)
- 2 「続柄等」欄は、請求に係る子の請求者との続柄等（請求に係る子が学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条第2号に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあつては、その事実）を記入すること。
- 3 略

様式第14の6（第23条の4関係）

部分休業承認請求書		年 月 日
栃木県教育委員会 様		補職名 氏名 ㊟
私は、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、部分休業の承認を受けたいので、次のとおり請求します。		
1 請求に係る子	氏 名	
	続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他( )	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日から <input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分
	年 月 日まで <input type="checkbox"/> その他( )	午前 時 分～ 時 分
3 備 考		

- 注 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄\_及び生年月日を証明する書類を添付すること。(写しでも可)
- 2 略